

## ○新座市家庭保育室委託事業実施要綱

平成11年11月18日  
告示第218号

新座市家庭保育室運営要綱(平成8年新座市告示第20号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、保護者の就労、疾病等により保育に欠ける乳児及び幼児(以下「乳幼児」という。)の保育を行うため、家庭保育室委託事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 生後6週間以上の者で、満1歳に達した日の属する年度の末日までにあるものをいう。
- (2) 幼児 就学前のもの(前号に該当する者を除く。)
- (3) 家庭保育室 自宅その他の施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の認可を受けている施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園を除く。)において、保護者の就労、疾病等により保育に欠ける乳幼児を保育する施設をいう。

(事業の区分等)

第3条 事業の区分及び対象経費並びに委託基準額は、別表のとおりとする。

(施設長等)

第4条 保育業務の委託を受け、家庭保育室を設置する者(以下「設置者」という。)は、家庭保育室の運営を管理するため、施設長を置かなければならない。

- 2 施設長は、原則として保育士、看護師、保健師又は助産師の資格を有し、健康で乳幼児の保育に従事することができる者とする。
- 3 設置者及び施設長は、これを兼ねることができる。
- 4 設置者は、乳幼児の保育を行うため、保育補助者を置かなければならない。
- 5 保育補助者は、保育士、看護師、保健師若しくは助産師の資格を有し、健康で乳幼児の保育に専念できる者又は育児の経験を有し、市長が適当と認めた者でなければならない。
- 6 保育を行う施設長又は保育補助者(以下「保育者」という。)の数は、乳児3人につき1人以上、幼児6人につき1人以上で、かつ、1家庭保育室につき2人以上でなければならない。
- 7 保育者の3分の1以上は、保育士、看護師、保健師又は助産師の資格を有する者でなければならない。

(設置者の遵守事項)

第5条 設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乳幼児の健康管理及び安全衛生に細心の注意を払うとともに、付近の医師を指定しておくこと。
- (2) 災害その他非常事態に備え、必要な措置を講じること。
- (3) 乳幼児を対象とした、1人につき30,000,000円以上、1事故につき300,000,000円以上の賠償責任保険及び死亡1,000,000円以上、入院1日1,000円以上の傷害保険に加入すること。
- (4) 疾病、災害その他やむを得ない事情により、乳幼児の保育を適切に行うことができなくなったときは、速やかに市長に届け出ること。
- (5) 交付された委託料、保護者が負担した保育料等の収入及び支出を記帳し、その帳簿を5年間保存しておくこと。
- (6) 乳幼児の保育に関し、保育日誌等保育の経過記録を作成し、その記録を備えておくこと。
- (7) 市長が定める乳幼児の保育基準及びこれに基づく必要な助言指導に従うこと。
- (8) 市長から保育についての報告又は公開を求められたときは、これに応じること。
- (9) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(設備)

第6条 家庭保育室の設備は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 保育専用として利用することのできる部屋(以下「保育専用室」という。)を1階に有すること。
- (2) 保育専用室の面積が、9.9平方メートル以上で、かつ、乳幼児1人当たり3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児及び幼児の保育を行う場所が、それぞれ区画されていること。
- (4) 採光及び換気が確保されていること。

- (5) 乳幼児の給食を行うための衛生的な給食設備を有していること。
- (6) 敷地内又は付近の公園等に、屋外遊び場として、適当な場所を有すること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、保育専用室を2階以上に設けることができる。
  - (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。ただし、保育専用室を2階に設ける場合において、乳幼児の避難に適した屋外階段又は滑り台を設けるときは、この限りでない。
  - (2) 避難口の設備を有すること。
  - (3) 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を有すること。(乳幼児の要件)

第7条 事業の対象とする乳幼児(以下「対象乳幼児」という。)は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 当該乳幼児及びその保護者が市内に居住していること。
- (2) 保育者の3親等以内の親族でないこと。
- (3) 心身共に健全であること。
- (4) 当該乳幼児の保護者の就労、疾病等により、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条各号に規定する事由のいずれかに該当すること。

(保育時間)

第8条 保育時間は、1日8時間とする。ただし、状況に応じて設置者及び保護者が協議の上、伸縮することができる。

(休日)

第9条 家庭保育室の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 設置者があらかじめ定めた日
- 2 前項の規定にかかわらず、保護者のやむを得ない事情等による場合は、設置者及び保護者が協議により定めることができる。

(保育業務の委託)

第10条 保育業務の委託を受けようとする者は、次の調書を添付の上、新座市家庭保育室保育業務委託契約申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 設置者・保育者の調書
  - (2) 保育設備調書
  - (3) 賠償責任保険加入調書
  - (4) 傷害保険加入調書
- 2 前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、保育業務を委託する者と決定したときは、新座市家庭保育室指定書を申込者に送付し、保育業務に係る委託契約を締結するものとする。
- 3 設置者は、第1項の申込内容に変更があった場合、新座市家庭保育室保育業務委託契約申込内容変更届出書を提出しなければならない。

(対象乳幼児の認定等)

第11条 保護者は、対象乳幼児の認定を受けようとする場合は、新座市家庭保育事業対象乳幼児認定申請書、就労証明書及び前年分の所得税の額が確認できるものを市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請を受けた場合は、第7条に定める乳幼児の要件を審査し、適合するものにあつては、対象乳幼児として認定し、保護者に新座市家庭保育事業対象乳幼児決定通知書を交付し、設置者にその旨を通知するものとする。
- 3 保護者は、保育時間その他第1項の申請内容に変更があった場合は、新座市家庭保育室保育時間等変更申請書を市長に提出しなければならない。

(報告)

第12条 設置者は、対象乳幼児の入退室等の状況を明らかにするため、次の各号に該当するときは、当該各号に定める報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象乳幼児の保育が終了したとき 新座市家庭保育終了報告書
- (2) 対象乳幼児の保育を休止するとき 新座市家庭保育休止報告書
- (3) 休止中の対象乳幼児の保育を再開するとき 新座市家庭保育再開報告書

(委託料の請求及び支払)

第13条 設置者は、対象乳幼児の保育を実施した月ごとにその翌月10日までに新座市家庭保育室委託料請求書に委託料請求額内訳書を添えて、市長に委託料を請求するものとする。

2 前項に定める委託料は、請求のあった日から1か月以内に設置者に支払うものとする。

(保育の中止)

第14条 設置者は、保育者又は保育の用に供する自宅その他の施設に居住する者が、伝染性の疾患にかかったときのほか、保育者が乳幼児を保育することが適当でない事由が生じたときは、市長と協議の上、その事由が消滅するまでの間、乳幼児の保育を中止するものとする。

(家庭保育室の廃止等)

第15条 設置者が家庭保育室を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に新座市家庭保育室中止・廃止届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該家庭保育室と締結している委託契約を解除することができるものとする。

(1) 設置者又は保育者が、この告示に定める事項に違反したとき。

(2) 家庭保育室の設備が、基準に適合しなくなったとき。

(3) 設置者が、市長の命令又は指導に従わなかったとき。

3 市長は、前項の規定に基づく委託契約の解除により、設置者に損害が生じた場合においても、その賠償の責めを負わないものとする。

(指導調査等)

第16条 市長は、家庭保育室における保育業務が適正に実施されていることを確認するため、必要に応じ、実地に調査、指導等を行うことができる。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の事業の実施に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行し、別表の規定(常勤職員の健康診断に係る部分を除く。以下同じ。)は、平成11年4月1日から適用する。

2 この告示の施行の際、現に存する保育室に係る新座市家庭保育室運営要綱の規定(別表の規定を除く。)の適用については、平成11年度中に限り、なお従前の例による。

附 則(平成12年告示第48号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年告示第84号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第86号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第82号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第100号)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の新座市家庭保育室委託事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

附 則(平成21年告示第123号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第339号)

1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。

2 改正後の新座市家庭保育室委託事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

附 則(平成22年告示第123号)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の新座市家庭保育室委託事業実施要綱別表の規定は、この告示の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、改正前の新座市家庭保育室委託事業実施要綱第10条の規定により現にされている申請、手続その他の行為は、改正後の新座市家庭保育室委託事業実施要綱第10条の規定によりさ

れた申込み、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年告示第93号)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市家庭保育室委託事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

附 則(平成24年告示第90号)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市家庭保育室委託事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

附 則(平成26年告示第386号)

- 1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市家庭保育室委託事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

附 則(平成27年告示第115号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第97号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年告示第329号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の新座市家庭保育室委託事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年告示第507号)

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和元年告示第164号)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市家庭保育室委託事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

附 則(令和2年告示第99号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

事業の区分	対象経費	委託基準額
保育事業	乳幼児の保育に要する経費	(1) 乳児1人につき月額25,000円 (2) 幼児1人につき月額15,000円
保健衛生事業	本市に所在する家庭保育室(以下「新座市保育室」という。)の調理担当職員の検便に要する経費	1保育室につき月額500円
	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に定める健康診断(新座市保育室の常勤職員(1週間に5日以上かつ30時間以上勤務する職員をいう。以下同じ。)の健康診断に限る。)の実施に要する経費	(1) 35歳未満の職員1人につき年額2,500円 (2) 35歳以上の職員1人につき年額7,300円
	新座市保育室において乳幼児に係る健康診断の実施に要する経費	乳幼児1人につき年額2,500円
保険加入事業	新座市保育室において賠償責任保険の加入に要する経費	1保育室につき年額24,000円
	乳幼児の傷害保険の加入に要する経費	1保育室につき年額27,600円
運営事業	家庭保育室の運営に要する経費	(1) 乳幼児1人につき月額3,000円 (2) 新座市保育室の1保育室につき月額20,000円
	新座市保育室の保育者の給与に要する経費(委託料支払の対象となる保育者の数は、当該保育室の乳幼児数を3で除して得た数(端数が生じた場合は、当該端数を切り上げたものによる。)を限度とする。)	常勤職員の保育者1人につき月額10,000円

	保育者(夏期手当にあっては6月1日、年末手当にあっては12月1日において、引き続き1月以上在職する常勤職員の保育者に限る。)の夏期手当及び年末手当に要する経費	夏期手当	保育者1人につき15,000円
		年末手当	保育者1人につき30,000円
保育料軽減事業	乳幼児に係る保護者の保育料を軽減することに要する経費	(1) 乳幼児1人につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <a href="#">新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例(昭和62年新座市条例第4号。以下「条例」という。)</a> 別表に規定するA階層からC階層までの世帯に属する乳幼児 月額55,000円 イ <a href="#">条例別表</a> に規定するD1階層及びD2階層の世帯に属する乳幼児(次号に該当する乳幼児を除く。) 月額45,000円 ウ <a href="#">条例別表</a> に規定するD3階層の世帯に属する乳幼児(次号に該当する乳幼児を除く。)月額40,000円 エ <a href="#">条例別表</a> に規定するD4階層からD7階層までの世帯に属する乳幼児 月額30,000円 オ <a href="#">条例別表</a> に規定するD8階層からD12階層までの世帯に属する乳幼児 月額20,000円 カ <a href="#">条例別表</a> に規定するD13階層からD20階層までの世帯に属する乳幼児 月額12,000円 (2) <a href="#">条例別表</a> に規定するD1階層からD3階層(市町村民税の所得割の額が77,101円未満に該当する世帯に限る。)までの世帯に属する乳幼児であって、当該乳幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が家庭保育室の利用のあった月において要保護者等( <a href="#">生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項</a> に規定する要保護者及び <a href="#">子ども・子育て支援法施行規則第22条</a> に規定するものをいう。第5号において同じ。)に該当するもの1人につき月額50,000円 (3) 同一世帯から2人以上の乳幼児が家庭保育室等を利用している場合の当該世帯の家庭保育室に入室している乳幼児(当該世帯の乳幼児が同時に家庭保育室のみに入室しているときは、第2子以降の乳幼児に限る。)(第6号に該当する乳幼児を除く。)1人につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <a href="#">条例別表</a> に規定するA階層からC階層までの世帯に属する乳幼児 月額55,000円 イ <a href="#">条例別表</a> に規定するD1階層からD3階層までの世帯に属する乳幼児 月額50,000円 ウ <a href="#">条例別表</a> に規定するD4階層及びD5階層の世帯に属する乳幼児 月額45,000円 エ <a href="#">条例別表</a> に規定するD6階層からD8階層までの世帯に属する乳幼児 月額37,000円	

		<p>オ <a href="#">条例別表</a>に規定するD9階層からD13階層までの世帯に属する乳幼児 月額30,000円</p> <p>カ <a href="#">条例別表</a>に規定するD14階層からD20階層までの世帯に属する乳幼児 月額25,000円</p> <p>(4) <a href="#">条例別表</a>に規定するD1階層(市町村民税の所得割の額が57,700円未満に該当する世帯に限る。)の世帯に属する乳幼児であつて、当該乳幼児の保護者と生計を一にする特定被監護者等(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属をいう。以下この号において同じ。)が2人以上いるもの(第6号に該当する乳幼児を除く。)1人につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 年長の特定被監護者等から数えて3人目以降の乳幼児 月額55,000円</p> <p>イ 年長の特定被監護者等から数えて2人目の乳幼児 月額50,000円</p> <p>(5) <a href="#">条例別表</a>に規定するD1階層からD3階層(市町村民税の所得割の額が77,101円未満に該当する世帯に限る。)までの世帯に属する乳幼児であつて、当該世帯に2人以上の家庭保育室等を利用する乳幼児が属し、かつ、当該乳幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合の家庭保育室に入室している乳幼児(当該世帯の乳幼児が同時に家庭保育室のみに入室しているときは、第2子以降の乳幼児に限る。)(次号に該当する乳幼児を除く。)1人につき月額55,000円</p> <p>(6) 3人以上の生計を一にする子ども(<a href="#">子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項</a>に規定する子どもをいう。以下この号において同じ。)が同居している世帯の第3子以降の子どものうち、家庭保育室等を利用し、満3歳に達する日の属する年度の末日までにある乳幼児1人につき月額55,000円</p>
--	--	---

## 備考

- この表に定める委託事業対象経費に対して、国又は本市以外の地方公共団体から助成等([子ども・子育て支援法第30条の11第3項](#)の規定による費用の支払を除く。)を受ける場合においては、事業の対象としない。
- [子ども・子育て支援法第30条の11](#)の規定により施設等利用費が支給される場合の保育料軽減事業に係る委託基準額は、この表の保育料軽減事業の項に掲げる委託基準額から当該施設等利用費の額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零)とする。
- この表において「家庭保育室等」とは、家庭保育室、幼稚園([学校教育法\(昭和22年法律第26号\)第1条](#)に規定する幼稚園をいう。)、特別支援学校幼稚部([同法第76条第2項](#)に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。)、児童発達支援([児童福祉法第6条の2の2第2項](#)に規定する児童発達支援をいう。)、医療型児童発達支援([同条第3項](#)に規定する医療型児童発達支援をいう。)、保育所([同法第24条第1項](#)に規定する保育所をいう。)、情緒障がい児短期治療施設通所部([同法第43条の2](#)に規定する情緒障がい児短期治療施設の通所部をいう。)、認定こども園([就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項](#)に規定する認定こども園をいう。)、

特定地域型保育事業所([子ども・子育て支援法第29条第3項第1号](#)に規定する特定地域型保育事業所をいう。)及び特例保育([同法第30条第1項第4号](#)に規定する特例保育をいう。)をいう。